

「三重中央開発株式会社 エネルギープラザ」建設事業に係る環境影響評価方法書に対する  
環境保全の見地からの意見等（写し）

- ・ 三重県知事の意見
- ・ 伊賀市長の意見
- ・ 方法書に対する意見の概要及び事業者の見解

## 「三重中央開発株式会社 エネルギープラザ」建設事業に係る 環境影響評価方法書に対する三重県知事意見

### (総括的事項)

- 1 実施計画の具体化及び必要により環境保全措置を講じることとした場合は、今後の調査及び予測の結果を基に、環境影響への回避・低減が最大限になされるよう、十分検討すること。また、その検討の経緯についても明らかにするとともに、選択した環境保全措置についての効果の検証を行い、不確実性を明らかにすること。
- 2 環境影響評価を行う過程において項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、選定した項目及び手法の見直しや追加調査、予測及び評価を行うこと。
- 3 事業計画を示す際、施設配置計画図においては、計画の熟度に応じて、具体的なレイアウトを記載すること。特に予測評価に関連する排出口や音源等、発生源となる施設については位置及び設置高さについて明確に表示すること。また、施設間に設置される緩衝緑地帯等が環境保全計画として位置付けられ、予測評価結果に反映される場合は、併せて表示すること。

### (個別的事項)

#### 1 大気質

大気質の測定箇所や観測点については、気象や地形に関する地域特性を十分考慮し選定するとともに、予測評価を行うにあたっては、現況調査結果の妥当性について検証すること。その際、特に当該地域で発生しやすいと考えられる逆転層の出現状況についても配慮すること。

#### 2 騒音、振動、低周波音

騒音、振動及び低周波音の現地調査地点及び予測評価地点については、騒音等の伝搬の特性を踏まえ発生源から影響を受ける恐れがあると認められる地域において周囲の道路状況等にも留意して選定すること。また調査については、その地点における一般的な状態を表すと考えられる日を選定するよう十分配慮し実施すること。

#### 3 悪臭

悪臭の現地調査はその地点における一般的な状態を現すと考えられる日を選定するよう十分配慮し実施すること。また、天候や既設事業所の状況などにも十分注意するとともに、調査日の状況について記録しておくこと。

#### 4 土壌

土壌の予測評価については、本事業計画で同時に行われる事業からの影響についても配慮する必要があることから、事業地付近において追加した地点については確実に

現況調査を実施し、予測評価を行うこと。なお、現況調査の地点の選定にあたっては、土地の履歴について十分留意すること。

## 5 水質

当初行わないとしていた、工事の実施時の水質における濁水（SS）の予測評価については、確実に実施すること。その際、調整池の形状や流入・流出の位置及びその水量は予測結果に大きな影響を及ぼすと考えられるため、十分検討を行い、それらの予測の条件については、明確に記載すること。

## 6 陸生動物

陸生動物の調査にあたっては、精度の高い調査を実施し、予測評価を行うにあたってはできる限り定量的な手法を用いること。特に、トラップや撮影装置を用いる場合は、その設置位置については専門家の意見を取り入れることとし、また、誘引餌についても対象とする種を十分考慮して選択すること。

## 7 陸生植物

植物調査の実施にあたっては、植物相を十分把握できるよう精度が高い調査手法を用いること。また、調査後においても客観的な確認ができるように、標本採取などによる記録保存に努めること。

## 8 水生生物

当初行わないとしていた、工事の実施時における水生生物の予測評価については、確実に実施すること。

## 9 生態系

調整池については、その機能を優先する必要があるが、水辺の環境をあらたに創出することになるため、水域と陸域を分断しない構造の可能性について事前に検討を行うておくことが望ましい。

## 10 景観

景観の予測評価の地点については、現地踏査を行い選定することとしていることから、景観の予測評価結果を示す際には、評価地点を選定した経緯について示すとともに、検討に際し作成した可視範囲図を記載すること。また、主要な工作物等の配置計画とあわせて堰堤の形状を含めた完成予想図を記載すること。

## 11 廃棄物等

当初行わないとしていた、供用後の「廃棄物等」の予測評価については、確実に実施すること。

## 12 温室効果ガス等

- (1) 当初行わないとしていた、工事の実施時の「温室効果ガス」の予測評価については、確実に実施すること。
- (2) 供用後の温室効果ガスの予測評価において、供用後あらたに発生するCO<sub>2</sub>を算出するにあたっては、ピットに投入される可燃物の1トンあたりの平均発熱量の管理値を示すこと。また、廃棄物の受入から焼却に至るまでの破碎選別の工程等、廃棄物の処理により削減に寄与するCO<sub>2</sub>量についても考慮することが望ましい。

### 1 3 その他

- ( 1 ) 調査地点等の地点図については、なるべく拡大された図面を用い、対象地点間の距離が正確に把握できるようスケール等について工夫すること。
- ( 2 ) 用排水や、廃棄物、エネルギー等に関するフローチャート等を作成する際には、その移動量や濃度等について数値を併記すること。
- ( 3 ) 本事業計画は「廃棄物の処理施設の新設又は増設の事業」に該当することから、準備書の作成にあたっては、事業の目的について廃棄物処理事業計画の策定経緯や計画にあたり配慮した事項などを含め、適切な表現を行うこと。また、本事業と合わせて実施する電力及び熱エネルギーの供給事業については、対象事業の内容に関する事項として、エネルギーの供給方法及び熱の回収方法等を具体的に記載すること。
- ( 4 ) 事業実施区域内で雨水の有効利用等を検討していることについては、用排水計画へ具体的に記載すること。



伊環第 345 号

平成18年9月7日

三重中央開発株式会社

代表取締役 下地一正 様

伊賀市長 今 岡 睦 之

三重中央開発株式会社 エネルギープラザ建設事業に係る  
環境影響評価方法書に対する意見について

平成18年5月29日付けで送付のありました環境影響評価方法書について、三重県環境影響評価条例第9条の規定に基づく意見は下記のとおりです。

記

環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、選定した項目及び手法の見直しや追加調査、予測及び評価を行うこと

## 住 民 意 見 と 事 業 者 の 見 解

提出者数 2名

意見件数 4件

見解書の提出 平成18年7月19日

「三重中央開発株式会社 エネルギープラザ」建設事業に係る  
環境影響評価方法書に関するご意見に対する見解

番号	ご意見の概要	見 解
1	<p>河川における環境の変化は、河川に生活している小さな動植物（藻類、水生昆虫）にまず現れ、50年先（孫の代）になって影響の大きさが理解される。よって、事業所にかかわる河川の生態調査を四季を通じ定期的に行う計画を立て、中でも水生生物（水生藻類、水生昆虫）の変化を見逃さないよう実施されることを希望する。</p>	<p>本事業において、方法書のp2-14, 4-5に記載のとおり、施設供用後は、施設内からの排水は全て循環利用する計画であり、施設外への排出は行わないため、水生生物の生息・生育環境への影響は殆ど生じないと考えております。しかし、ご指摘の通り、p4-3に記載しました「工事の実施」時の雨水排水については、造成計画の中で適切な濁水対策を行い低減につとめますが、濁水が雨水排水口をとおり河川へ排出される可能性はありますので、土地の造成における濁水（SS）を選定し、水質及び水生生物について現況調査及び予測・評価を行います。</p>
2	<p>地下水は、地形及び地質により思わぬ所、思わぬ方向に流れていることがある。よって、事業実施区域及びその周辺域において地下水脈を把握することを希望する。</p>	<p>エネルギープラザ建設事業では工事中並びに施設供用後においても地下水への影響は殆ど生じないと考えております。事業実施区域全体はアスファルト舗装等を行い、廃棄物は土間コンクリートを敷設した建屋内で取り扱うことにより廃棄物又は廃棄物に接触した水が地下に浸透することを防止します。弊社では当該計画地の隣接地において昭和59年から廃棄物の管理型最終処分場を有していることから、従来より実施している地下水の水質監視を今後も継続的に実施してまいります。</p>
3	<p>ダイオキシン類は、本来環境中にあるはずではない物質である。文章中には、排出基準の数値が記載されているが、この値に頼ってはいけません。</p>	<p>ダイオキシン類による環境汚染の防止やその除去等を図り、国民の健康を保護することを目的とし、施策の基本とすべき基準や必要な規制等を内容とするダイオキシン類対策特別措置法が施行されました。ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取しても健康に影響を及ぼす恐れが無い1日あたりの摂取量を人の体重1キログラムあたり4ピコグラム（TEQ換算）としております。更に、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準（大気0.6pg-TEQ/N立米以下）を定めております。これらを踏まえてダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類による環境汚染を防止するため、特定施設毎に排出基準を設定しており、今回設置する施設の排出基準は0.1ng-TEQ/N立米となっております。</p> <p>本施設ではダイオキシン類排出削減対策として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 高温焼却でのダイオキシン類分解（再燃焼室での排ガス滞留時間（850度、2秒間以上）を確保）</li> <li>2) ダイオキシン類再合成防止のための排ガス急冷設備（減温塔）による排ガスの急速冷却（200度以下）</li> <li>3) 活性炭吹き込みによるダイオキシン類の吸着除去</li> <li>4) 高性能除塵機（バグフィルタ）によるダイオキシン類の除去</li> </ol> <p>を行うこととし、排出基準値を満足することはもちろんのこと既存設備での経験を活かし熟練した運転員による運転管理を徹底します。更に触媒反応塔によるダイオキシン類の分解除去設備を設けダイオキシン類の排出削減に努めます。</p>
4	<p>伊賀地域はその地形上の特徴から、逆転層の出現が多く見られる。従って、一般の拡散の計算による大気汚染の予測では、評価できないおそれがあると考えられる。大気汚染の評価には、年間を通じての逆転層の出現頻度、持続時間、出現高度などを調査の項目に入れることを提案する。逆転層の実態を把握した上で、排出口の高さと逆転層の関係を考慮した評価を希望する。</p>	<p>ご指摘の通り、伊賀地域は概ね海拔500～600mの山地に囲まれた内陸盆地（伊賀盆地）であり、逆転層の発生により、大気の滞留が生じやすい地形条件にあると考えられます。よって、逆転層の実態を把握した上で、排出口の高さと逆転層の関係を考慮した予測・評価を行います。弊社では、平成9年に焼却炉の設置計画に伴い、事業実施区域周辺で冬季及び夏季に上層気象の観測を行っておりますので、この観測結果を用い、対応いたします。</p>